

## 令和5年12月25日総括副部長会議での意見に対する対応（要約版）

	総括副部長会議での意見	対応
(1) 議員の 対応	<p>議員としては質問の結果が調書に載ることが市民にとって分かりやすい成果となるため、「なぜ調書を作成しないのか」といった問い合わせが考えられる。原部原課の負担が大きくなる可能性がある。</p>	<p>議員からの「なぜ作成しないのか」といった、なぜ前向きに検討しないかなどの問い合わせに対しては、総務課では事業実施の方向性を詳細に把握できないことから、総務課が示す基準を用い、作成しない理由を原部原課で説明願います。一方で、議員からの「基準がおかしい」といった基準設定の問い合わせに対しては、総務課で対応します。</p>
(2) 具体的 な判断	<p>「どうする」の具体的な部分が不明確で、原部原課が戸惑う可能性がある。総務課としてどこまで原部原課をフォローできるか。</p>	<p>判断指針は【審1-2】のとおりですが、対応調書の作成対象かどうか（到達点があるかどうか）即断できないものは、答弁中の前後の文脈から判断しなければならないと考えます。最終は、各部署で判断していただくこととなりますが、対応調書の作成の要否について、総務課が原部原課を支援してまいります。</p>
(3) 原部 原課 の負担	<p>先行自治体で課題はないのか。鳥取市のHPには年間約20本の調書しか掲載されていないようだが、本市は他市のやり方と比較して多くの本数になる可能性があるのでは。調書の作成と公開を行うという方針変更できないものの、できるだけ原部原課の負担になるような運用を避けるべきではないか。</p>	<p>先進市である、鳥取県鳥取市、長崎県大村市に確認しましたが、本市以上に詳細な指針や基準を備えている市はありませんでしたが、特に問題なく運用できているとのこと。本市では、先進地のように単に「検討する」や「考慮する」と答弁したものを対象外とするだけでなく、「進める」と答弁したものも、到達点がない場合は作成の対象外としており、原部原課の負担を可能な限り軽減しようとする基準となっております。</p> <p>また、本市の基準は、「対応する」「前向きに検討する」以外にも作成対象となる同等の表現として、「進める」や「活用する」などの文言も作成対象とし、「図る」「調査研究する」などの文言については対象外であることを示し、先進地よりも具体的な基準としております。</p> <p>また、作成対象については、運用開始後の見直しの余地がないわけではなく、原部原課の負担を踏まえ、運用するなかで見直しも考えております。</p>
(4) 進捗 確認	<p>過去の答弁の進捗確認は別の議会で質問されていたが、今後は答弁を待たずにHPで調書（進捗）を確認できるようになるということか。</p>	<p>次期定例会開会日までに市HPに対応調書を公表することとなりますので、質問前に進捗状況を確認できるようになります。</p>

	総括副部長会議での意見	対応
(5) 議会 で 対応 の 意見	<p>議員が自身の質問について市民に説明すべきであり、これは議員の個別の議会活動と捉えるべきである。 執行部の仕事というよりもむしろ、議会事務局の仕事である。</p>	<p>導入経緯である議会運営委員会調査研究結果報告書では「行政主体」での導入と記載されており、執行部側で対応調書の対象の確定をしなければならないことが大前提であり、この点は、議会事務局にも確認しています。 一般質問は議員個人の活動に過ぎませんが、一方で、答弁とは自治体の考え方や行政の方針、方向性を示すもので、ひとたび、答弁を行うと、自治体の考え方や行政の方針が、市民に示されたこととなります。 これまで、市の方針や考え方、特に、計画化や事業化ができていない案件については、市民に公開するような機会が少ない現状を踏まえ、市政の透明化を進める観点から、<u>このたびの議会運営委員会調査研究結果報告書を契機として、市の方針や考え方の進捗状況を執行部で示していくものとしたところ</u>です。</p>
(6) 範囲を「する」に限定	<p>「検討する」を外し、「する」と言った事項のみに限定して調書を作成することはどうか。</p>	<p>「する」に限定すると、議会側からの申し入れである、明快な答弁を得られなかった事項に対する行政の説明責任を果たすための行政主体の対応調書の導入に合わない仕組みになってしまいます。また、<u>「する」と答弁した施策については、施策を進めるなかで、市民に実感いただける機会が出てまいりますので、あえて対応調書を作成する意義は薄れてくるものと考えますが</u>。一方で、「検討する」については、対応調書がなければ、市民からは、行政が何をしているのか、見えにくくなりますので、市民への「見える化」、市政の透明化を進める意味で、対応調書が必要です。 ただ、単に「検討する」を作成対象にしてしまいますと、対応調書が氾濫してしまいますので、「前向きに検討する」などに絞り、作成対象を限定しています。</p>
(7) 継続検討の取扱い	<p>「継続検討」は絶え間なく続く可能性があり、「対応済」か「対応困難」の判断がない限り1年間で消えないため、新たな数を制限しない限り仕事量が増え続ける。 「継続検討」の取り扱いも再検討し、例えば最長5年で結論を出すような終期のルールを設けるべきでないか。</p>	<p>課題の多い案件については、継続検討が長引くことも想定されますので、長期間「継続検討」となることも異常ではありません。また、<u>「継続検討」を長期間ホームページに掲載することで市民の方にも難題であることを理解いただき、市政の透明化に資するメリットもあります</u>。 ただ、「対応困難」であるにもかかわらず、いたずらに先送りすることは適切でないことから、対応調書の更新のタイミングで、「継続検討」から「対応困難」に更新する必要があります。</p>

令和6年2月28日総括副部長会議では意見なし